

# 近畿各府県の最低賃金額

(時間額・下段は発効年月日)

	大阪府	京都府	兵庫県	奈良県	和歌山県	滋賀県
問い合わせ先(各府県賃金課(室))	06-6949-6502	075-241-3215	078-367-9154	0742-32-0206	073-488-1152	077-522-6654
ホームページアドレス	<a href="https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-rooudoukyoku/">https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-rooudoukyoku/</a>	<a href="https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-rooudoukyoku/">https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-rooudoukyoku/</a>	<a href="https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-rooudoukyoku/">https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-rooudoukyoku/</a>	<a href="https://jsite.mhlw.go.jp/nara-rooudoukyoku/">https://jsite.mhlw.go.jp/nara-rooudoukyoku/</a>	<a href="https://jsite.mhlw.go.jp/wakayama-rooudoukyoku/">https://jsite.mhlw.go.jp/wakayama-rooudoukyoku/</a>	<a href="https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-rooudoukyoku/">https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-rooudoukyoku/</a>
地域別(府県)最低賃金	1,177円 令和7年10月16日	1,122円 令和7年11月21日	1,116円 令和7年10月4日	1,051円 令和7年11月16日	1,045円 令和7年11月1日	1,080円 令和7年10月5日
塗料製造業	1,191円 令和7年12月4日		1,158円 令和7年12月1日			
鉄鋼業	1,185円 令和7年12月1日		1,180円 令和7年12月1日		1,170円 令和7年12月30日	
非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	1,180円 令和7年12月1日					
はん用、生産用、業務用機械器具製造業	1,197円 令和7年12月1日	京都府最低賃金が適用されています	1,150円 令和7年12月1日	奈良県最低賃金が適用されています		1,114円 令和7年12月28日
暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業						
金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業		京都府最低賃金が適用されています				
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業			1,117円 令和7年12月1日			
計量器・測定器・分析機器・試験機製造業、光学機械器具・レンズ製造業						
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具製造業	1,197円 令和7年12月4日	1,136円 令和8年1月24日	1,117円 令和7年12月1日	奈良県最低賃金が適用されています		1,105円 令和7年12月28日
情報通信機械器具製造業						
輸送用機械器具製造業		京都府最低賃金が適用されています	1,188円 令和7年12月1日			
自動車・同附属品製造業	1,194円 令和7年12月1日	京都府最低賃金が適用されています				1,115円 令和7年12月28日
繊維工業			兵庫県最低賃金が適用されています			
紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業 ※						滋賀県最低賃金が適用されています
木材・木製品・家具・装備品製造業				奈良県最低賃金が適用されています		
ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業						1,099円 令和7年12月28日
自動車小売業	大阪府最低賃金が適用されています		兵庫県最低賃金が適用されています	奈良県最低賃金が適用されています		
自動車(新車)小売業		京都府最低賃金が適用されています				
各種商品小売業(百貨店、総合スーパーを含む) ※		京都府最低賃金が適用されています	兵庫県最低賃金が適用されています			滋賀県最低賃金が適用されています
百貨店、総合スーパー ※					和歌山県最低賃金が適用されています	

●業種分類は日本標準産業分類(令和5年7月改定)に基づいたものです。

●特定最低賃金については、府県により適用される産業分類及び適用が除外される業務等が異なります。

※業種分類は日本標準産業分類(平成25年10月改定)に基づいたものです。

最低賃金に関する特設サイト



— 詳しくは、該当府県の労働局賃金課(室)にお問い合わせください —